

瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会条例をここに公布する。

令和5年3月23日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第5号

瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、瀬戸市いきいき瀬戸21計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画である「いきいき瀬戸21 健康日本21瀬戸市計画」（以下「計画」という。）の策定等に関する事項について調査審議するため、委員会を設置する。

(担当事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者

(3) 地域の健康づくり推進に携わるボランティア団体の構成員

(4) 愛知県瀬戸保健所の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する担当事務の終了をもって終わるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聴き、又は賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。